# Harmony通(言 2015.01

URL: http://www.harmony-office.com/ mail: info@harmony-office.com tel:022-796-9231 fax:022-796-9232



本年もどうぞよろしくお願いいたします。

平成27年となりました。私事ですが、当事務所の開業は平成13年11月でございまして、少し先の話ですが、本年11月で15年目を迎えます。ここまで長年にわたり業務を続けてこられましたのも、皆様のご愛顧の賜物と存じます。この場を借りまして、心より御礼を申し上げます。

さて、昨年は皆様にとってはどのような1年だったでしょうか。当事務所を振り返ってみますと、新しい事務所に移転をし、スタッフの数も増え、日々いただいた業務に邁進する日々でありました。今年1年は、さらなる未来を見据え、皆様のご依頼・ご要望に円滑に応えられるよう、サービスおよび人員・設備の充実を図る等、事務所の体制を整えて参ります。

昨年、巷では、"アベノミクス" "円高 or 円安" などの経済・景気に関する用語が毎日のように新聞の紙面を飾りました。また、年末には衆議院総選挙をも行われ、連立与党政権が数の面では野党に圧勝しました。政治や経済の情勢に、皆様の業績も左右されるかと思います。当事務所が、政治や経済に大きな影響を与えることはできませんが、皆様がより本業に専念できるよう、私たちの専門分野で皆様を支援させていただければと考えております。

その第一弾として弊社主催の社員研修のチラシを同封しました。素晴らしい先生方が時間を割いてくださり、2日間の充実した研修を企画することができました。会社の成長に欠かせない若手従業員の皆様にとって大変有意義なものとなると確信しております。(その他具体的な企画・・・それはひそかに遂行します・・・。)

今年1年が皆様にとって輝かしい1年になりますことを心よりお祈り申し上げます。

### 営業秘密を「手土産」に転職~元役員逮捕

家電量販大手エディオン(本社・大阪市)の幹部社員だった、子会社の元役員(52)(兵庫県西宮市)が、エディオンの住宅リフォーム事業に関する情報を不正取得したとして、大阪府警は13日、不正競争防止法違反(営業秘密の不正取得)容疑で逮捕しました。

住宅リフォーム事業は家電量販業界で急成長しており、容疑者はその責任者でしたが、退職後、競合他社に部長職で再就職。府警は、エディオンの販売促進情報などが競合他社に流出したとみて調べを進めます。

発表では、容疑者は在職中、社内で使用していたパソコンに遠隔操作を可能にするソフトをインストールするなどしたうえで、退職後の昨年1月下旬、エディオンが販売秘密として管理していた「販促スケジュール案」などを自身が使っているパソコンに転送し、不正取得した疑いがもたれています。

府警は昨年12月に容疑者宅を捜索。府警によると 「再就職先で格好をつけて(情報を)生かすためだった」と供述している。

「営業秘密」について、会社として従業員に「意 識」をさせ「教育」することはとても難しいこと です。最近では退職の際に「秘密保持誓約書」を 提示すると『この書類にサインをしなかったらど うなりますか?』というような投げかけを退職者 から受けて対応に苦慮するケースも見受けられ ます。退職する従業員が全く別な業界で働くこと は珍しく、今までの経験や知識を生かして再就職 を図ろう、というのはある意味当然の思考と思わ れます。退職時に「あれも秘密」「これも秘密」 というのは、会社に対する不信感にもつながりま すし、本資料で紹介している3つの要件に本当に 該当するのか、という点でも疑問が生じます。 まず入社の際に「秘密保持誓約書」をきちんと結 ぶこと、そして日々の業務の中で随時営業秘密を 指定していってください。退職時には、入社時に 提出した誓約書を再度提示して確認しましょう。 「誓約書」の作成についてはご相談ください。門間

port fore of the part fore of the part for

経済産業省 ホームページ資料 営業秘密の不正な持ち出しは犯罪です! http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/slide6-ver\_10.pdf

## 営業秘密侵害罪の概要

#### 営業秘密侵害罪の概要

原則として、事業者の営業秘密を、不正の利益を得る目的で、又はその保有者に損害を加える目的で、不正取得、領得、不正使用、不正開示のうち一定の行為について、個人については10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金(又はこれを併科)を、法人については3億円以下の罰金(両罰規定)を科すこととしています。

日本国内で管理されていた営業秘密を、国外で不正使用、不正開示した場合も処罰対象となります。

不正競争防止法上、営業秘密とは、「秘密として管理されている生産方法・販売方法その他の 事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であって、公然と知られていないもの」(不正競争 防止法第2条第6項)とされており、以下の3要件を満たすことが必要。

- ①秘密として管理されていること(秘密管理性)
  - 情報にアクセスできる者を制限すること

(アクセス制限)

- ・情報にアクセスした者にそれが秘密であると認識できること (客観的認識可能性)
- ②有用な営業上又は技術上の情報であること(有用性) 当該情報自体が客観的に事業活動に活用されていたり、利用されることによって、経費 の節約、経営効率の改善等に役立つものであること。現実に利用されていなくてもいい。
- ③公然と知られていないこと(非公知性) 保有者の管理下以外では一般に入手できないこと。

#### 営業秘密の不正な持ち出しは犯罪です!

平成25年3月



1月になりました。年度末にむけて 退職の申し出を受け、求人をだし、 採用をする'人が動く季節'に向か います。そうした時期にこのような 報道があり、改めて退職者を送り出 す立場としての事業主、新たな採用 をする立場としての事業主、それぞ れの意識と品位が問われるニュー スだなという感想を持ちました。知 識を生かすことと、情報を盗んで利 用することは全く異なります。決し て緩めてはならないポイントです。

#### 編集後記

お陰様を持ちまして、私共Harmonyも新しい年を迎えることが出来ました。皆様、旧年中は大変お世話になりました。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、年明けから3か月ほど経過しますと新年度がスタート、新入社員を迎える事業所様もいらっしゃることと存じます。そこで、この度、新卒者・既卒者(原則新卒3年以内)の方を対象に「社会人としての基本を学ぶ社員研修2015」を3月21日(土)22日(日)2日間の日程で開催することとなりました。Harmonyが初めて主催致します。講師陣は第一線で活躍する4人のスペシャリストを迎え、新入社員の皆様が1日も早く即戦力となれますよう、入社前に是非抑えておきたいボイントをギュッとまとめた内容になっております。会場の都合上、定員に到達次第、申込を締め切らせていただきます。詳細については同封のご案内・申込書をご覧の上、是非この機会にご検討下さい。お待ちしております。

# Harmony 1 ( 2015.01

#発行: 2015年1月10日

#編集・構成:合同会社Harmony



Harmony司法書士事務所 Harmony社会保険労務士事務所 Harmony行政書士事務所

住所:〒980-0011 仙台市青葉区上杉 2-3-38 クラッセ上杉ビル 4 F

© TEL:022-796-9231 © FAX: 022-796-9232 © URL : http://www.harmony-office.com/

mail: info@harmony-office.com

≫ 修日記 : http://blog.goo.ne.jp/kadota-osamu/ ₩ 陽子日記: http://blog.goo.ne.jp/kadota-yoko/